

改正

平成30年3月14日
 令和2年3月27日
 令和5年7月1日

江別市トップアスリート交流推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツに関する意識の醸成及び競技力の向上等並びに交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、高度な技術を有する各種スポーツ合宿利用団体等（以下「団体等」という。）に対し、市が予算の範囲内で支援する江別市トップアスリート交流推進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援対象団体等)

第2条 支援の対象とする団体等は、スポーツに取り組む団体等であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 日本代表（年代別代表を含む。）
- (2) 国内のプロスポーツ団体
- (3) 国内のトップリーグ等（1部、2部等は問わない。）に所属するアマチュアスポーツ団体
- (4) 前3号に準ずるスポーツ団体等

(支援対象合宿)

第3条 支援の対象とする合宿は、原則として次に掲げる要件の全てを満たす合宿とする。

- (1) 市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するものをいう。ただし、キャンプ場等を除く。以下同じ。）又は近隣市町村の宿泊施設を利用すること。
- (2) 練習会場は、合宿期間（移動日を除く。）の半数以上を江別市内とすること。
- (3) 2日以上連続した日において練習を行うこと。
- (4) 各種大会への参加のみを目的としないこと。

2 前項の規定にかかわらず、団体等の合宿による活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象外とする。

- (1) 営利を目的としているとき。
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的としているとき。
- (3) 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員の支配を受け、又はこれと密接な関係を有しているとき。
- (4) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれのあるとき。

(支援の内容)

第4条 支援の内容は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

項目	内容	備考
送迎バス等による輸送に関する支援	(1) 新千歳空港と市間の往復送迎 (2) 宿泊施設と練習会場間等の往復送迎	(1) 新千歳空港を利用しない場合は、団体等との協議によるものとする。 (2) 輸送対応する人員は、大型バス1台分の50人相当とし、増減が生じる場合等については、団体等との協議によるものとする。なお、使用する車両の種類等についても同様とする。 (3) 輸送支援費用の総額は、20万円を上限とする。

合宿期間中に使用するスポーツ施設の使用料に関する支援	市所有の公共体育施設を使用する場合の使用料減免	江別市社会体育施設の使用に関する取扱要領に基づき10割減免する。
	北海道立野幌総合運動公園の各競技施設を使用する場合の使用料に対する補助金の交付	(1) 当該団体等の使用内容(使用施設区分、期間、時間等)に応じ算定された使用料の合計額を対象とする。ただし、北海道立野幌総合運動公園内の合宿所の使用に係る使用料は、除くものとする。 (2) 補助金の額は、前号の規定により算定された使用料の合計額の5割相当分(30万円を超えるときは、30万円)とする。この場合において、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
	市内大学その他の民間のスポーツ施設等を使用する場合の補助金の交付	補助の対象及び補助金の額は、当該施設の使用の可否及び使用料等の徴収規程等に照らし、事前協議を行い決定する。
宿泊に関する支援	市内の宿泊施設を利用する場合の宿泊料金に対する補助金の交付	(1) 当該団体等の1回の合宿における宿泊料合計額(市内の宿泊施設を利用した場合の宿泊料金の総額)を対象とする。 (2) 補助金の額は、宿泊日数(5泊を上限とする。)に宿泊人数を乗じて得た数に2,000円を乗じて得た額(宿泊料合計額の5割相当分を超えるときは5割相当分の額)とする。この場合において、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
特産品支給等によるもてなし等に関する支援	合宿利用者に対する市の特産品等の支給	支給の時期、内容等については団体等の希望を確認の上、柔軟に対応するものとする。

(支援の申請)

第5条 前条に規定する支援を受けようとする団体等は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 江別市スポーツ合宿支援(変更)申請書(第1号様式)
 - (2) 江別市スポーツ合宿参加者(変更)名簿(第2号様式)
- (補助金の交付申請)

第6条 第4条に規定する支援のうち、北海道立野幌総合運動公園の各競技施設を使用する場合の使用料及び市内の宿泊施設を利用する場合の宿泊料金に対する補助金の交付を受けようとする団体等は、スポーツ合宿支援補助金交付(変更)申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(支援の決定)

第7条 市長は、団体等から第5条に規定する支援申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援を決定したときは、江別市スポーツ合宿支援決定（変更承認）通知書（第4号様式）により支援を決定した団体等（以下「支援決定団体等」という。）に通知するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、団体等から第6条に規定するスポーツ合宿支援補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、スポーツ合宿支援補助金交付決定（変更承認）通知書（第5号様式）により交付を決定した団体等（以下「交付決定団体等」という。）に通知するものとする。

（支援申請の変更）

第9条 支援決定団体等は、第5条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、江別市スポーツ合宿支援（変更）申請書その他必要な書類を市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 市長は、支援決定団体等から前項に規定する変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認したときは、江別市スポーツ合宿支援決定（変更承認）通知書により支援決定団体等に通知するものとする。

（補助金交付申請の変更）

第10条 交付決定団体等は、第6条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、スポーツ合宿支援補助金交付（変更）申請書を市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 市長は、交付決定団体等から前項に規定する変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認したときは、スポーツ合宿支援補助金交付決定（変更承認）通知書により交付決定団体等に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 支援決定団体等は、合宿終了後、市長が指定する日までに江別市スポーツ合宿支援実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

（調査及び検査）

第12条 市長は、必要に応じ支援決定団体等の代表者に対し、合宿の実施状況についての報告を求めるとともに、調査及び検査を行うことができる。

（補助金交付額の確定及び交付）

第13条 交付決定団体等に対する補助金交付額は、交付決定団体等の合宿終了後に使用料及び宿泊料の納入状況等を確認した後、市長が補助額を確定し、スポーツ合宿支援補助金額確定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定により額が確定した補助金の交付については、交付決定団体等からの請求により行うものとする。

（支援の取消し）

第14条 市長は、支援決定団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の決定を取り消し、又は既に支援した内容に要した経費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽その他不正な手段により支援を受けたと認められたとき。

（2）この要綱の定めに違反したとき。

2 市長は、支援決定団体等が前項各号のいずれかに該当すると認められたときは、江別市スポーツ合宿支援計画取消（返還）通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（複数年度にわたる合宿の取扱い）

第15条 合宿期間が複数年度にわたる場合の支援に関する取扱いについては、当該合宿の初日を基準日とする。

（市民交流の実施協力要請）

第16条 市長は、支援決定団体等に対し、合宿期間中の合間などを活用し、市民との交流の実施について協力を求めることができる。

2 支援決定団体等は、次の表のいずれか1以上の項目を選択し、実施協力を努めるものとする。

項目	内容
練習の一般公開	練習見学及び監督、コーチ等による練習内容の解説等

青少年競技者等への技術指導	青少年競技者等の練習参加、実技講習等
市内競技団体指導者との交流	監督、コーチ、中心選手等の交流会等への参加
訪問交流	小中学校、障がい者施設、介護施設等での交流

3 市長は、前項の実施協力に関し、支援決定団体等への謝礼等の経費を支払わないものとする。
(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月27日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月29日)

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

第1号様式（第5条、第9条関係）

第1号様式（第5条、第9条関係）

江別市スポーツ合宿支援（変更）申請書

年 月 日

（宛先）江別市長

所在地
団体名
代表者氏名
連絡先電話番号

江別市トップアスリート交流推進事業実施要綱第5条（第9条）の規定に基づく支援を受けたいので、関係書類を添えて申請（変更申請）します。

記

- 1 合宿の目的
- 2 競技種目
- 3 合宿の実施期間 年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
- 4 合宿利用人数
- 5 合宿利用施設の名称
- 6 到着地及び送迎希望の有無 到着地
送迎希望 有 ・ 無
- 7 宿泊施設名及び延べ宿泊数 【市内・市外】 宿泊施設名 _____
(※どちらかに○)
延べ宿泊人数（合宿利用人数×宿泊日数） _____人
- 8 添付書類
 - (1) 合宿（変更）計画書
 - (2) その他参考となる関係資料等

合宿（変更）計画書

団体名 _____

合宿の目的・内容			
合宿の行程（予定）	月／日	時 間	期間中の主な行程内容（往復の行程を含む。）

第2号様式（第5条関係）

第2号様式（第5条関係）

江別市スポーツ合宿参加者（変更）名簿

No.	氏名	役職・学年等	No.	氏名	役職・学年等
1			26		
2			27		
3			28		
4			29		
5			30		
6			31		
7			32		
8			33		
9			34		
10			35		
11			36		
12			37		
13			38		
14			39		
15			40		
16			41		
17			42		
18			43		
19			44		
20			45		
21			46		
22			47		
23			48		
24			49		
25			50		

第3号様式（第6条、第10条関係）

第3号様式（第6条、第10条関係）

スポーツ合宿支援補助金交付（変更）申請書

年 月 日

（宛先） 江別市長

所在地
 団体名
 代表者氏名
 連絡先電話番号

江別市トップアスリート交流推進事業実施要綱第6条(第10条)の規定に基づき、スポーツ合宿支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請(変更申請)します。

記

1 交付（変更）申請額 0 0 円 (A+B)

※交付（変更）申請額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 交付（変更）申請額の算出根拠

※施設使用料及び宿泊料金の合計額が交付申請額の5割相当分を超えるときは5割相当分の額とする。

(1) 北海道立野幌運動公園等の施設使用料

使用施設名	区分等	使用日	使用時間	使用料金
使用料合計額				
交付申請額 (×0.5) ※上限額30万円				(A)

(2) 市内の宿泊施設利用に伴う宿泊料金

宿泊施設名	宿泊日数 (a)	宿泊人数 (b)	宿泊料金
宿泊料合計額			
交付申請額 (2,000円×a×b) ※最大5泊まで			(B)

第4号様式（第7条、第9条関係）

江別市スポーツ合宿支援決定（変更承認）通知書

年 第 号
月 月 日

団体名
代表者 様

江別市長 印

年 月 日付けで申請（変更申請）のあった江別市スポーツ合宿支援計画に基づき申請内容について、次のとおり決定（変更承認）します。

1 決定の内容

- (1) 輸送に関する支援
- (2) 特産品の支給
- (3) スポーツ合宿支援補助金（有・無）

2 決定の条件

江別市トップアスリート交流推進事業実施要綱を遵守すること。

第5号様式（第8条、第10条関係）

スポーツ合宿支援補助金交付決定（変更承認）通知書

年 月 日
第 号

団体名
代表者 様

江別市長 ⑩

年 月 日付けで申請（変更申請）のあったスポーツ合宿支援補助金交付（変更）申請書に基づく申請内容について、次のとおり決定（変更承認）します。

- 1 決定の内容
スポーツ合宿支援補助金
補助予定金額 _____円
- 2 決定の条件
江別市トップアスリート交流推進事業実施要綱を遵守すること。

第6号様式（第11条関係）

江別市スポーツ合宿実績報告書

年 月 日

（宛先） 江別市長

所在地
団体名
代表者氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け、第 号により支援の決定を受けた合宿が終了したので、江別市トップアスリート交流推進事業実施要綱第11条に基づき、関係書類を添えて報告します。

添付書類

（1） 江別市スポーツ合宿実績書

【スポーツ合宿支援補助金の交付を受ける場合のみ】

（2） 施設使用料を証する書類

（3） 市内の宿泊施設の宿泊料を証する書類

江別市スポーツ合宿実績書

団体の名称	
合宿の名称	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用施設	
宿泊場所	
参加人数	
合宿の概要	

第7号様式（第13条関係）

スポーツ合宿支援補助金額確定通知書

年 第 号
月 日

団体名
代表者 様

江別市長 印

年 月 日付で申請（変更申請）のあったスポーツ合宿支援補助金の額について、次のとおり確定します。

記

1 補助金確定額 _____円

2 請求書の提出
上記確定額の支出処理に伴い、江別市長宛ての請求書を提出願います。

第8号様式（第14条関係）

江別市スポーツ合宿支援計画取消（返還）通知書

年 第 号
月 日

団体名
代表者 様

江別市長 印

年 月 日付けをもって支援決定いたしましたが、下記のとおり
支援及び補助金等について、
[取消いたします。]
[返還願います。]

記

[取消額]
[返還額] _____ 円

取消し又は返還理由